

## 第 712 回

# 東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

令和元年 10 月 15 日（火）

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道関係者についてはおりません。傍聴人は 5 名となっております。

それでは、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

まず、新しく当審議会第 3 号委員に就任いたしました委員をご紹介します。東京都議会都民ファーストの会東京都議団の栗下委員でございます。

○栗下委員 よろしくお願ひします。

○若年支援課長 同じく都民ファーストの会東京都議団の山田委員でございます。

○山田委員 はい。よろしくお願ひいたします。

○若年支援課長 続きまして、9 月より新しく委員となられまして、今回ご出席いただいております方をご紹介します。

警視庁生活安全部少年非行対策官、川西委員でございます。

○川西委員 よろしくお願ひします。

○若年支援課長 続きまして、現在ご出席いただいております委員の方は 19 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第 712 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 9 月 13 日から 10 月 14 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 2 誌を指定図書類とすることを決定いたしました。9 月 18 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、9 月 19 日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ「ファミリー e ルール講座」を71回開催いたしました。

立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、10月9日に出版業界自主規制団体との打合会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聞き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また2ページから3ページには、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、4ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の9月分の活動実績でございます。

令和元年9月までに委嘱しております協力員は834名です。9月の活動者数は43名、調査店舗数は241店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、コンビニなどで販売されている、青い半透明のシールでとめることで、青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。

この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しています。

まず、不健全図書として指定した図書類を販売している店舗はございませんでした。

次に、表示図書類を販売している店舗のうち、1店舗において包装が適切になされておらず、また2店舗において区分陳列が適切になされておりました。

類似図書類については、3店舗で区分陳列が適切になされておりました。

青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は3店舗でございました。

次に、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査状況でございますが、今月はございませんでした。

6ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

一番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が7店舗、表示図書類の取り扱い不適切が7店舗ございました。類似図書類につきましては、区分陳列が適切になされていない店舗はございませんでした。

二番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切が4店舗ございました。

三番目の表、カラオケボックス、漫画喫茶等への実態調査では、問題のある店舗はございませんでした。

四番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導いたしました。

続いて、7ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届け出等の施行状況でございます。図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届け出をすることとなります。

①は10月1日現在の区市町村別届出箇所・台数一覧でございます。設置箇所数は12カ所、設置台数は37台で、先月から増減はございません。

自動販売機立入調査については、先月は実施をいたしませんでした。

事務の施行経過につきましては、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿って、ご説明をいたします。

計1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1132号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和元年8月29日から令和元年9月27日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り、閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計127誌のうちから、7ページ、8ページに記載してご置きます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

図書名は、「ジュネットコミックス370 ピアスシリーズ562 いくいく！淫魔ちゃん」、令和元年9月5日付でジュネット株式会社より発行されております。過去1年間の指定回数は3回です。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、10月9日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめてございます。ご覧いただきたいと存じます。

当日は、15名の方が出席されました。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が8名です。主な内容でございますが、「性器はほとんど描いていない印象だが、ところどころシルエットがわかる。体液はそれほどでもないが、擬音は字が小さいとはいえ徐々におびたしくなる。一部は18歳未満の登場人物と思える。短編集のためか、性行為におよぶストーリー性に欠ける印象。性器描写がかなり抑えられているため迷うが、肉体の描き方、性行為の構図など筆力がある分、リアルで卑わい感がある。指定やむなし。」などでございます。

「指定非該当」の意見の方は6名です。主な内容でございますが、「画はきれいで体液描写

も少なく卑わい感はない。ごく一部に暴力的性交の表現、低年齢者との性交表現はあるが、人格否定とは言えず、これをもって反社会的だとは言えない。むしろ表題作など格差社会の中を愛情を持って生き抜こうという姿も描かれ、現代批判の意義もある。性器の消しは丁寧に十分に配慮されている。指定非該当。」などでございます。なお、保留の方が1名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○会長 では、調査に入っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(図書審査)

○会長 それでは、委員の皆様、図書をご覧いただけたようですので、各委員の皆様からご意見をお伺いしてまいります。

まずは、J委員からお願いいたします。

○J委員 はい。指定該当でお願いします。

理由としましては、コミカルなタッチでオムニバス形式でということではありますが、やはり性行為の場面も多いということと、携帯電話を使って性行為の動画で脅すというあたりが好ましくないと思いますし、これが青少年の手に安易にわたって読めるものであるということとを考慮すると、好ましくないと判断いたしますので、指定該当やむなしでお願いいたします。

○会長 では次に、I委員。

○I委員 成人向けの図書と思われるので、区分陳列をお願いいたします。

○会長 では、G委員。

○G委員 はい。迷うところですが、確かに性器はほとんどわからない。丁寧に修整はされているとは思いますが、やはり性的な行為は当然わかるし、その回数も非常に多いということを含めると、成人が見ると何でもなし話、描写かもしれませんが、やはり青少年にとっては、ふさわしくないということで、指定該当でお願いします。

○会長 では次に、小澤委員。

○小澤委員 はい。指定該当でお願いします。

理由なんですけれども、やはり性交描写が多いということと、その中の一部は登場人物が18歳未満に思われるという点から、指定該当でお願いいたします。

○会長 次に、西尾委員。

○西尾委員 はい。ある程度ストーリー性がありまして、あと、性器も消されてはいますけれども、やはり激しい性交描写が多いということで、指定該当でお願いいたします。

○会長 次に、B委員。

○B委員 はい。タイトルが「いくいく！淫魔ちゃん」という、やはり青少年がこれをぱっと手に取って読む場合には、それなりの性的な期待を持って読むと思います。絵のタッチとか、あるいはストーリー性というのは、上手な漫画家なのですが、話の中に強制的な人格否定が一部あるのと、性器の描写はほとんどないんですが、擬音がおびただしいシーンがかなりあるんですね。それに、生徒、未成年と教師の性的な関係があったりします。「打ち合わせ会」では、絵のタッチからして非該当が結構多いのはわからないではないんですけども、やはり区分陳列の対象だと判断いたします。

○会長 はい。ありがとうございます。

次に、F委員。

○F委員 私も指定でお願いいたします。

全体的に性行為が多いですし、男性器の描写は少ないとはいえ、性描写のシーンが多く、全体に擬音もおびただしいですし、高校生と思われる場面もあり、指定該当でお願いします。

また、この出版社は、1年間に3回指定されているということは、もう少し注意をしていただきたいと思います。

○会長 では次に、D委員。

○D委員 私も指定該当でお願いいたします。

先生と生徒の関係とか、人格否定とか、携帯電話を使用した強制的なものとか、やはりこれは指定該当が望ましいと思います。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

次に、A委員。

○A委員 はい。性器部分の修整はなされておりますけれども、性行為の描写の卑わい度が高いなというふうに感じますので、指定該当ということでお願いします。

○会長 次に、山本委員。

○山本委員 全体的に、性器については修整されているんですけども、性行為の場面が多く、卑わい感を与えているものであるというふうに考えます。指定基準に該当するものとして、指定該当と考えます。

以上です。

○会長 次に、森山委員。

○森山委員 区分陳列していただきたいと思います。

やっぱり性交場面が多いと考えます。

○会長 はい。ありがとうございます。

次に、H委員。

○H委員 はい。私も指定該当だと思います。

やはり回数が多いなということと、若年層を描写の対象としているのが大変多いと思いますので、よろしくをお願いします。

○会長 次に、K委員。

○K委員 はい。結果的には指定やむなしなんですけれども、今までの中では、かなりソフトだなというのと、絵がうまい、ストーリーもある、非該当と言いたいところもあったんですけど、駅とかコンビニで買える青年誌で、これ一作品だけ紛れていたら多分スルーしちゃうぐらいのレベルかなと思うんですけど、オムニバスになったことによって、結局全編性描写になっていると、やはりこれは一般の販売とはやっぱり分けるべきかなと考えました。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

次に、C委員。

○C委員 はい。指定該当でお願いしたいと思います。

先般から出ていますけれども、性行為の描写の多さと未成年と思われるキャラクターが登場している、性行為を行っているというところで、指定該当でお願いしたいと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。

次に、川西委員。

○川西委員 私も全般的にわたって性交シーンが非常に多いというところと、擬音もあるというところで、指定該当にすべきものと考えます。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

次に、内田委員。

○内田委員 はい。指定該当でお願いいたします。

性交の場面が多いということと、未成年者と思われる人物が登場しているというところから、青少年が読んで、手に入れられるということはふさわしくないと思われま

○会長 はい。ありがとうございます。

次に、E委員。

○E委員 指定該当と思います。

○会長 では、会長代理。

○会長代理 性的行為を露骨に描写しているということ、そして卑わいな感じを与えるということに該当すると思います。指定でお願いします。

○会長 はい。ありがとうございました。

最後、私ですが、皆様と同じ指定でお願いしたいと思います。

修整はほとんどされているんですけども、性描写が大変多いのと、やはり擬音など、青少年が手に取るにはふさわしくないと思いました。

では、以上で、全員1誌指定ということでご意見を伺っていますので、それで答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 はい。では、そうさせていただきます。

それでは、次に、議事を進めさせていただきます。

優良映画の推奨について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、優良映画の推奨について、ご説明をいたします。

資料の11ページには、優良映画等の推奨に関する条例等を記載してございます。それぞれの映画が条例施行規則の第2条、1号から6号のいずれかに該当するものであると、推奨することとなります。

資料の12ページをご覧くださいと存じます。諮問第1131号でございます。

今回は、2作品を諮問いたします。

1作品目は『だれもが愛しいチャンピオン』。製作者名は、記載のとおりでございます。令

和元年12月27日からヒューマン・トラストシネマ有楽町ほかでの公開を予定しております。

2 作品目は『人生、ただいま修行中』。製作者名は、記載のとおりでございます。令和元年11月1日から新宿武蔵野館ほかでの公開を予定しております。

1 作品目の申請内容でございますが、14 ページをご覧いただきたいと存じます。対象区分として高校生、推奨にふさわしい理由は記載のとおりでございます。また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としては、第1号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第2号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」及び第3号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの」という申請内容でございます。

事務局といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、15 ページ下段でございますとおり、該当項目は第1号、第2号及び第3号、対象は高校生といたしました。

続きまして、2 作品目の申請内容でございますが、17 ページをご覧いただきたいと存じます。

対象区分として高校生、推奨にふさわしい理由は、記載のとおり、また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としては、第2号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」及び第3号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの」という申請内容でございます。

事務局といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、18 ページ下段でございますとおり、該当項目は第2号、対象は高校生といたしました。

以上でございます。

○会長 では、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、条例施行規則に基づき、青少年に優良な映画としての推奨に賛成なのか、反対なのか、また、対象区分につきまして事務局案の評価を、2 作品についてまとめてご発言をお願いしたいと思います。

では、J 委員からお願いいたします。

○J 委員 はい。まず1 作目の『だれもが愛しいチャンピオン』、これは推奨としていただきたいと思います。

理由は、知的障害のある人たちの尊厳を認めるというか、そういう意味ですごく感動しま

した。最初はそういう状態ではなかったんですが、最終的にはその人たちの尊厳を認めるという映画だったと思います。

そして、勝つことがもちろん勝負の目的でしょうけれども、二番目だったんですが、あんなに感動して、同じ方向に向かって一生懸命努力をして頑張ったということは1位も2位もないんだなということを感じました。今の日本のラグビーと同じで、日本に負けても、「おめでとう」と片言で肩をたたく外国の選手と同じで、やはり同じ方向に向かった、その達成感というものが大事なんだなということを感じましたので、ぜひ推奨でお願いいたします。

2作目の『人生、ただいま修行中』は、ちょっとこれは保留かなと思いながら見ていたんですが、結果的に今日まで考えて、過酷な職業に就くためには、いろんな修行と就くための葛藤がさまざまに描かれていたことで、どの職業でもそうでしょうが、看護師さんという命に向き合う職業に関しても、生易しく向き合っているんじゃないということを感じましたので、これはやはり推奨でお願いいたします。

最初の『だれもが愛しいチャンピオン』は、区分は中学生でもいいかなと思いました。『人生、ただいま修行中』は、これからの自分の行く末を決めるに当たっては、高校生にぴったりかなという印象です。二つとも推奨でお願いいたします。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

次のI委員はご覧になっていないということなので、次のG委員、お願いします。

○G委員 『だれもが愛しいチャンピオン』のほう、これは障害者、出てくる人も実際に本当の障害者を使っているということで、非常にリアリティーもあるということで、ストーリーも非常に感動的なんですけど、後味というか、お涙頂戴というふうなものではなくて、爽やかなストーリーで非常におもしろい、いい映画だったと思いました。これは推奨でお願いします。区分は高校生でいいと思います。

もう一つの『人生、ただいま修行中』は、非常に淡々とした、大きなストーリー上の山がなくて、後半は、ずっとインタビュー構成という、フランスのドキュメンタリーらしい作品で、日本のある程度ドラマ性のあるというか、起承転結がある構成のドキュメンタリーになっている人にとっては、退屈かなというふうな感じがしました。難しいところで、確かに教養を高めるというふうなことでは意味があるかと思いますが、ちょっと内容的には、やはり映画というのは一つやっぱりおもしろいというか、エンターテインメントというか、楽

しみもないとあれかなと思いますので、そういう意味であえて推奨しなくてもいいのかなというふうに私は思いました。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

次に、小澤委員、お願いします。

○小澤委員 すみません。最初の『だれもが愛しいチャンピオン』は見ることはできませんでした。

『人生、ただいま修行中』のほうなんですけれども、結論としては推奨と思っています。理由ですけれども、やはり若い人が、ちょうど高校生ぐらいだと思うんですけれども、これを見ていろんな人生を考えるとこのきっかけとか、こういうふうに人生って考えていくのかなとか、職業を考える参考にはなるのかなと思って、推奨と考えます。

ただ、確かにご意見がありましたとおり、ちょっと淡々とし過ぎていて、見続けるのもちょっと大変かなって。なので、本当に看護師さんになりたい人とかだったら適しているのかなと思いましたがけれども、ただ、いろんな職業を考える上ではいいのかなと思って推奨と考えています。

○会長 では次は、西尾委員。

○西尾委員 はい。『だれもが愛しいチャンピオン』ですけれども、最初、障害に無理解の主人公が、バスケットボールチームとの出会いを通じて、自分を変えて、彼らと信頼関係を結ぶということで、本当にいい映画だと思います。

ただ、せりふが少し辛らつな部分があって、どうかなと思ったんですけれども、それがこの映画の味にもなっているので、そこは大丈夫かなと思いましたが。推奨でお願いいたします。対象区分は、せりふがちょっと辛らつな部分がある分だけ高校生でいいかなと思っています。

それから、2作目の『人生、ただいま修行中』については、本当に看護師さんの仕事ってたくさんのノウハウとかスキルに支えられて成立するものなので、その辺の大変さがよくわかる映画だと思います。注射の打ち方一つとっても、本当に大変だなということがわかります。人のための仕事ということは何かということは、もうインタビューを通じて丹念に描いているんだなと私は思います。ただ、やっぱりとにかく流れがシンプルなのですが、高校生ならば理解できるんじゃないかなと思います。職業選択に資する映画でもあるので、これは推奨で、区分は高校生ということでお願いしたいと思います。

以上です。

○会長 では次に、B委員。

○B委員 はい。『だれもが愛しいチャンピオン』、これはスペインで興行収入NO. 1だという。やっぱり今、パラリンピックの人気も出ていますし、障害の有無に関わらず、同じ土俵で同じようによろこびを感じ、スポーツの楽しみを味わっていくという意味では、我々のある種の偏見に対するインパクトがあると思うので、これはぜひ高校生以上、まあ中学生以上でもいいと思うんですけれども、申請が高校生以上になっているんだったら、申請どおりでいいんじゃないかと思います。

それと、もう一つのほうの『人生、ただいま修行中』ですが、ノンフィクションドキュメント作品なんですけども、断片的な個々のシーンが多くて、看護学生同士の相互にかかわるシーンだとか、何かのやりとりとか、ストーリー性がないんですよ。

字幕をしっかりと読まないで、そのシーンだけ読んでいても、これどうつながるんだろうと思っても、つながらないわけですね。つまりストーリー性がないということは、やはりそれだけ断片的な作品で、この中で監督が問いかけるものが非常に深いものだとしても、その問いかけに答えられないだろうと思われまます。作品中で、看護学生が味わう人生の修羅場の部分があると思うんですけども、それをコミュニケーション能力とか、器用に注射したり、対人関係をとったり、なかなかそれぞれのシーンには意味があるんですけど、ストーリーとして見ると、ちょっとしんどいかなという気はするんですね。

だから、これはあらかじめ説明があるような気がします。何かこの作品を唐突に見せられたら、字幕を読んでいるうちにちょっと眠くなったりして、ああ何があったのかなと思っっているうちに、映画が終わるような感じがして、物語り＝ストーリーを追う映画とはちょっと違うよというようなことを知ってから見たらいいんじゃないかと思いましたね。正直なところ。私は、看護学生がいろんな人の人生の修羅場に直面するときに、自分の能力をどう発揮して、職業的な意識を持って働くかということからすれば、なかなか意味のある仕事だと思いますので、映画としてはちょっと難しい面はありますが、高校生対象で推薦はしたいと思います。

以上です。

○会長 次に、F委員。

○F委員 『人生、ただいま修行中』ですが、ちょっとやっぱり映画の構成というか、流れが

少し難しかった部分がありました。でもやっぱり苦しみや死を迎える患者と向き合う、働きたいという看護師さん、目指す若者の姿を描いた映画と思います。学ぶということは大変なことで、現実には直面した生徒にとっては、残酷な場面もあったと思うんです。中で先生にそれぞれ悩みとか、社会的背景なんかを先生と面談をして、聞いてもらいながら克服していったという場面があり、若者たちが社会に役に立ちたいと看護師という道を選んだことを青少年が自分と置きかえて考えられればいいと思いましたので、推奨でお願いしたいと思います。第2号でいいと思います。対象は高校生でよろしいかと思います。

すみません。最初の「愛しいチャンピオン」のほうは、ちょっと見られませんでした。申しわけございません。

○会長 次に、D委員。

○D委員 『だれもが愛しいチャンピオン』は、やっぱりスペインで昨年の興行収入1位となるぐらいの非常に素晴らしい映画だと私は思いました。この中で、600人の人たちをオーディションで選んで採用していて、一人一人が非常に個性的で今の時代、人間の多様性をやっぱりどう表現するかということが大事だと思うので、この『だれもが愛しいチャンピオン』は、推奨したいと思います。

もう一つの『人生、ただいま修行中』は、あまりにも日本の看護師制度と違うので、例えば、いきなり看護師さんが精神科とか救急とか、それから訪問看護とかに行かないですよ、日本の場合は。あまりにも制度が違うので、看護師になろうとする人がそれを見て、何かこれでいいんだろうかというふうに思うんじゃないかと思いました。でも、これはフランスの一つの特徴なので、興味関心のある人は推奨で見ていただければと思います。

ただ、すごく途中で眠くなるようなところもありました。両作品とも高校生対象でいいと思います。

○会長 次に、A委員。

○A委員 『だれもが愛しいチャンピオン』は、映画を見る前の情報では非常に難しい題材だとは思いましたが、みんな実際に障害を持つ方々が出演されてできた映画で、コメディータッチの部分もあって、見ていて非常に楽しく仕上がっていました。最後に、負けても許せるようなできになっていました。高校生対象の推奨ということでよろしいと思います。

『人生、ただいま修行中』は、ドキュメンタリーの手法としてこういう描き方もあるのかなと思いつつ見ました。素材をまとめて見せて、あとは、見た人が考えてくださいという

タイプの映画で、つくった人が余り方向性を示してくれないような感じがしましたが、医療の現場を目指している若者が見るのはいいのかなと思いました。ただ、日本とフランスでは、随分違う部分もあるとは思いますが、こういうことに興味を持っている高校生が見れば理解できるのではないかと思いますので、推奨でよろしいと思います。

○会長 次に、山本委員。

○山本委員 はい。1作目の『だれもが愛しいチャンピオン』については、実際に身体障害と違って、なかなか取り上げにくいこの知的障害のある方を実際に出演者として招いて映画化するという、すごく意味のある映画じゃないかなと。そして、この映画を通じて、やっぱりノーマライゼーションの精神といったところを学ぶことができる。この豊かな人権感覚を身につけるには非常にふさわしい映画なんじゃないかなというふうに思っております。

また、東京オリンピック・パラリンピックを間近に控えて、非常に東京都としてはふさわしい推奨映画になるんじゃないかというふうに考えております。

したがって、これは推奨ということで、対象区分、該当項目についても事務局案が相当と考えております。

2作目の『人生、ただいま修行中』でございますけれども、これはドキュメンタリー映画ということで、ちゃんとした見方を持っていないとなかなか難しい映画なのかもしれませんが、内容的には、この看護師を目指す皆さんが細かい仕事、一つ一つ意味のあるこの学習をしていると。人のために役に立つという目的意識を持って、手抜きすることなく真剣に取り組んでいるという、そういった姿を見て、学ぶところが多いように感じておりますので、これについても、推奨すべきだというふうに考えております。対象区分、該当項目についても、事務局案が相当と考えます。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

次に、森山委員。

○森山委員 『だれもが愛しいチャンピオン』は、事務局の諮問どおりでいいと思います。

もう一作の『人生、ただいま修行中』のほうは、保留かなというふうに思っていたのですが、ちょっと、皆さんの今までの意見を聞いて、もしも推奨して高校生、こういう看護の仕事等に興味がある人が見てもらえる機会となるんだったらそれも一つの意味があるかなという気がしています。どこまで興味を持って見てもらえるかなと思うところもあるんですけども、

ちょっと難しいんじゃないかなという気が、個人的にはするんですけど、一つのきっかけとなる可能性もあるということで諮問どおり推奨でお願いします。

○会長 では、次に、H委員。

○H委員 はい。1点目の『だれもが愛しいチャンピオン』は、重くなりがちなテーマでもあると思うのですが、大変ユーモアを交えながら、ちょっとおもしろいというか、そういった要素を交えながらの映画で、本当に私自身も楽しく見させていただいて、やっぱり来年、2020年のパラリンピックというテーマの中で、大変テーマとしてもよくて、諮問どおりの推奨でよろしいのではないかと考えています。

2点目の映画が、本当にエンターテインメント作品ではないという前提で、ただ本当に医療の現場で、逆によくここまで座学から始まって実践の場まで、ふだんだったら余り触れるようでないところの部分もドキュメンタリーとして記録されているという意味では、本当に特に医療関係者の方にとっては、特に意義深いのではないかなと考えておりますので、こちらもドキュメンタリー作品として、よろしいのではないかと考えておりますので、諮問どおりの推奨でお願いいたします。

○会長 では、K委員。

○K委員 はい。1作品目は、ほかの委員からもありましたけど、セリフの方でちょっとひっかかるころがありましたけど、そこは映画の完成のできからしたら、そこはいいのかなというところで、事務局案どおりの推奨でお願いします。

2作品目は、事務局案どおりで、あとは、高校生がこの映画を見た後に、看護の道を諦めないでほしいなという願いを込めて、推奨でお願いします。

○会長 次、C委員。

○C委員 はい。『だれもが愛しいチャンピオン』のほうですが、ダイバーシティについての理解を自然な形で深められるということで、ぜひ高校生に見ていただきたい、いい映画だということで、推奨をしてほしいと思います。

『人生、ただいま修行中』のほうは、すみません、見られておりません。

○会長 はい、わかりました。

では、川西委員。

○川西委員 はい。2作品とも推奨でお願いしたいと思います。

『だれもが愛しいチャンピオン』のほうは、バスケットを通じて、それぞれの人生、自分

の人生だとか、それぞれの立場の価値観だとか、また、仲間への思いやりがよく描かれていたなと思っております。対象区分は、中学生からでも私はいいんじゃないかなと思っております。

2 作品目の『人生、ただいま修行中』のほうは、医療現場において、やっぱり命と向き合って、また患者と触れあって、そして、自分自身との葛藤が実習だとかインタビューでよく描かれていたと思います。事務局案どおり、高校生対象でお願いしたいと思います。

以上です。

○会長 次、内田委員。

○内田委員 まず、『だれもが愛しいチャンピオン』のほうですけれども、推奨でお願いしたいと思います。

場面の当初のところで、飲酒運転であるとか、人権上課題になるせりふがございますけれども、場面が深まるにつれて、障害者スポーツ、ノーマライゼーションの視点で、健常者であるコーチが障害者のチームメイトからさまざまなことを学んでいくというところや、最終戦のところで、スポーツマンシップをお互いに勝ち負けにかかわらずたたえ合うというところは非常に感動的な場面だと思われま。こういった視点から、ぜひ高校生に推奨でお願いできればと思っております。

2 点目の『人生、ただいま修行中』ですけれども、こちらのほうにつきましては、私としては、非推奨かなというふうに思われます。

その理由といたしましては、日本の医療とは、育成生徒も含めて、フランスの看護育成の制度が大分異なっているなという印象を受けて、私が高校で実際に指導する際も、ちょっとイメージで日本のシステムティックな教育場面とは、かなり異なっていて、誤解を受けそうなところが感じられたというところが1点。研修教材であるとか、あるいは教科教材として使う場合も、ちょっと難しいかなというふうに思われました。ドキュメンタリーであるがゆえに、解説も少なく、その意図であるとか、作業の意味合いを場面からくみ取るということは、非常に高校生としても難しいと思われま。そういった観点で、進路や生命科学の教材としても系統性についてちょっと十分でないというところも含めまして、東京都の推奨映画には当たらないと思われま。

以上です。

○会長 では、E 委員、お願いします。

○E委員 はい。まず、1作品目の『だれもが愛しいチャンピオン』については推奨に賛成です。

明るく楽しい映画に仕上がっていきまして、見ていて非常におもしろい作品でした。また、来年のオリパラ、特にパラリンピックを理解する上での一助になればと思いますので、推奨したいと思います。対象区分も高校生に有益ということでもよろしいかと思います。

2作品目の『人生、ただいま修行中』については、私も非推奨という立場でございます。

最初にもありましたように、見ていてエンターテインメントとしてはやっぱり非常につまらないというのが実感でございました。そしてまた、手洗いのシーンや、医療器具の扱い方等も出てきますが、でもあれでもう、身につくようなレベルでもないですし、他にもあの映画を見て何か得られたかなといったときに、少ないのかなと、こんな感じがしましたので、非推奨にしておきたいと思います。

○会長 では、会長代理。

○会長代理 はい。『だれもが愛しいチャンピオン』、これについては推奨でお願いします。

知的障害者がオーディションで選ばれて、実際に演じているということで、大変リアリティーもありますし、ストーリー的にも惹きつけられる。そして、知的障害者とともに生きていくこと、あるいは生きていく社会、そういうものを考える上で、十分に有益な映画だと思いますので、推奨したいと思います。

それから、もう一つの作品ですが、これ非常に悩んでいたのですが、いい点を言えば、良質なドキュメンタリーだと思います。そして、最後のほう、若者がいろいろ仕事を通じて葛藤を語り、壁にぶつかっていながらもいろいろアドバイスを受けているこの最後の場面がなかなかよかったと思います。

ただ、悪い点を言いますと、これに惹きつけられる高校生もいるかもしれませんが、退屈する人も多いのではないかということがあるかと思います。

それと、先ほど、いろいろご意見を伺っていて、フランスの現場と日本の現場は違うというお話がありました。そういうことも含めると、総合的に考えて、あえて推奨すべきかなというところで、非常に迷ったんですが、非推奨でお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

では、最後に私ですが、私も『だれもが愛しいチャンピオン』は、最初のうちの辛らつなせりふ、差別的表現に近いような字幕の日本語訳が気になって見ていましたが、後半になっ

てからのノーマライゼーションを強く訴えるエンターテインメント性ですごく感動を与えてくれる映画だと思いました。前半のちょっと気になる点を打ち消す後半の訴える力を感じました。したがって、私は推奨で、対象は高校生と思います。

それから、2作品目の『人生、ただいま修行中』は、私ごとですが、以前、病院や看護師の養成大学で仕事をしたことがあり、大変親しみを持って、それからまた、看護の姿勢の強さなど、個人的には感動して拝見したような映画なんです。

ただ、高校生の中で、看護職を考えていない人、いろんな職業を考える方が、この映画から技術系の仕事などいろいろな仕事を普遍化して仕事への姿勢を読み取るのはハードルがあると思いました。やはり看護とか医療とか福祉などを考える高校生ならば、感動されると思います。

ただ一方で、何人かの方からありましたように、看護師の日本の医療制度での役割、養成課程の仕方、実習の仕方は、多分、違うと思いますので、誤解を与えないよう何らかのフォローが必要と思ったところです。

そういう意味で、一応保留ということに、ひとまずさせていただきたいと思います。

以上ですが、まずは、『だれもが愛しいチャンピオン』につきましては、皆さん、推奨すると。対象区分は高校生ということで答申をまとめたいと思います。これについてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 はい。では、そうさせていただきます。

それから、『人生、ただいま修行中』につきまして、いろんな意見が出ていますので、やはり追加で話しておきたいとか、やはり意見を変えたいとか、そういうことがございましたら、ご意見をいただけないでしょうか。

○会長代理 特に一通りご意見があつて、考えが変わられたという方はおられますか。

○会長 いい映画、いいドキュメンタリーだということは、皆さん多分変わらないと思うのですが、東京都で推奨するという事について、何か意見を述べておきたいとかございましたら、頂戴したいと思います。

○H委員 私は、先ほど医療介護関係の方にとっては大変いいものではないかのご意見はさせていただいたところですが、おっしゃるとおり、ほかの方もご意見をいただいたとおり、本当にこれは幅広く都内在住の高校生の皆さん全般にとって、推奨するのが適切かという点、

ちょっとそこは私も疑問はあるなど、改めてご意見を拝見して考えました。

○会長 ありがとうございます。

ほかの皆様、どうぞごしまししょう。

○J委員 私もここまで迷ったんですが、皆様もこんなに迷っているんだなというあたり、私もこれは推奨まで行かなくてもいいんじゃないかということに変えさせてください。

○会長 最後は、すみません、挙手で決めたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 ではほかに、この際、言っておきたいというご意見がなければ、高校生で推奨するというに賛成の方、挙手をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(挙手 九人)

○会長 九人でございます。では、九人で、私とご覧にならなかった方を除いて過半数でございますから、高校生で推奨するというので、答申をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、以上で本日の審議事項を終了いたします。

事務局からほかに何か連絡事項はございますか。

○若年支援課長 はい。19ページをご覧いただきたいと存じます。

都民の申し出の9月の処理分でございます。メールによるものが10件、電話によるものが1件ございました。いずれも不健全図書に指定に関するものでございます。

メールによるもののうち、8件につきましては、前回ご紹介させていただきました同じ図書類に関するものでございます。こちらにつきましては、昨年の7月から続いております申し出でございます。匿名での申し出となっておりますが、内容等から考えますと、同一の方からの申し出と推測されるものでございます。最初の申し出があった際に事務局において最新巻や掲載されている雑誌の内容等を確認したところでございますが、条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断したものでございます。

また、残り2件のうちの1件の内容ですが、不健全図書に多くが指定されているBL漫画を紹介しているホームページがあり、ショタ、少年愛好のことだそうですが、ショタの特集がされている。その中で、そのようなコミックが取り上げられている、というものでした。

事務局において申し出のあったコミックを購入し確認したところ、青少年のキスシーンや

性的行為の描写があるものの、著しく性的感情を刺激するものとは言えず、また性交等を社会的に是認されているものとして表現しておらず、過度に反復するような描写もしていなかったことから、条例施行規則第15条第1項及び第2項に該当するようなものとは言えなかったため、諮問には至らないと判断をいたしました。

また、残りの1件につきましては、出版されている雑誌の中の特集に風紀上問題のあるものがあり、セクハラ・性犯罪を推奨するものである、という内容のものでございました。

事務局において申し出のあった雑誌を購入し確認したところ、申し出にあるようなセクハラや性犯罪を推奨するような内容や描写はなく、また、その他の内容に関しても、これまでの指定図書類と比べ、指定に該当するようなものとは言えず、諮問には至らないと判断をいたしました。

電話による1件につきましては、出版されている本の内容が完全にエロ本である。しかし、漫画アプリでも通販でも容易に入手できてしまう。18禁になっていない。有害図書として取り締まってほしい、という内容のものでした。

事務局において申し出のあったコミックを購入し確認したところ、一部に女性の裸体描写はあるものの、著しく性的感情を刺激するものとは言えず、条例施行規則第15条第1項に該当するものとは言えなかったため、諮問には至らないと判断いたしました。

ご意見、ご質問等がございましたら、お伺いさせていただきます。

都民の申し出については、以上でございます。

次に、次回審議会に諮問予定の映画が1本ございますのでご案内をさせていただきます。

作品名でございますが『映画 ひつじのショーン UFO フィーバー！』。

試写会が10月23日水曜日、午後3時30分から。試写会場は東京都中央区築地四丁目東劇ビル3階にございます松竹試写室でございます。

試写会にご参加いただける場合は、お配りいたしてございます調査票を事務局へご提出ください。お席の確保の関係上、期日までにご提出をお願いしたいと存じます。

試写会当日は、試写会場に事務局の職員がおりますので、来場時及びお帰りの際にお声がけください。

なお、ご都合がつかない場合、DVDでの視聴も可能でございます。DVDをご希望の方は、後日お送りいたしますので、お配りしております調査票にてお申し込みいただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

○会長 では、本日の調査・審議事項全般につきまして、何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。

傍聴人の方が再入室されるため、図書名がわかる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局からご説明をお願いします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『だれもが愛しいチャンピオン』及び『人生、ただいま修行中』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書の告示予定日は令和元年10月18日、推奨映画の公告予定日は令和元年10月23日、プレス発表は不健全図書類の告示日前日の令和元年10月17日となります。告示日もしくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は令和元年11月11日月曜日の15時30分からとなります。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。どうも委員の皆様、ありがとうございました。

午後4時44分閉会